

指定介護保険サービス事業者の行政処分について

姫路市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第77条第1項及び第115条の45の9の規定に基づき、以下のとおり指定介護保険サービス事業者の指定の一部の効力の停止を行いました。

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名 称	特定非営利活動法人咲・夢・笑（さむえ）
所 在 地	姫路市大津区勘兵衛町二丁目5番地3
代 表 者	理事長 古河 洋一

(2) 事業所の概要

名 称	ヘルパーステーション咲愛（さくら）
所 在 地	姫路市大津区恵美酒町一丁目72番地1-1
サービス種類	訪問介護、第一号訪問事業
指 定 日	平成29年6月1日

2 処分の内容

処分年月日	令和8年4月20日
処分内容	指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止）
効力停止期間	令和8年5月1日から同年7月31日までの3か月間

3 処分理由

(1) 訪問介護

不正請求【法第77条第1項第6号該当】

令和3年5月から令和5年2月までの間、他の事業者が行う訪問看護の提供を受けている利用者に対し、同時間帯に訪問介護サービスを提供したとしてサービス提供記録を作成し、介護給付費を不正に請求した。

また、令和3年9月から令和4年10月までの間、利用者が医療機関への受診のため、居室にいなかった時間帯に、居室において訪問介護サービスを提供したものとしてサービス提供記録を作成し、介護給付費50件123,621円（姫路市被保険者分）を不正に請求した。

(2) 第一号訪問事業

法令違反【法第115条の45の9第6号該当】

対象事業所は、訪問介護において、上記の違反行為が行われていた。

4 経済上の措置

不正利得の徴収権は時効（2年）により消滅しているため、返還額はない。

5 利用者の保護

指定の一部の効力の停止（新規利用者受入停止3か月間）であるため、既存の利用者については引き続き当該事業所を利用することができる。